

公告

下記の工事について条件付一般競争入札を施行するので、次のとおり公告する。

令和4年12月19日

うきは市長 高木 典雄

工 事 発 注 表

| | |
|---------------------|--|
| 起工番号 | 4起工第34号 |
| 工種 | 土木一式工事 |
| 工事名 | 市道 下の川・糸丸線他 通学路安全対策工事 |
| 工事場所 | うきは市浮羽町古川 地内他 |
| 工期 | 契約締結の翌日より令和5年3月24日まで |
| 予定価格 | 9,152,000円(入札書比較価格8,320,000円) |
| 最低制限価格 | 有 |
| 議会の議決 | 不要 |
| 工事費内訳書 | 有り(明細書まで) |
| 建設リサイクル対象工事 | 該当 |
| 参加要件 | <p>・入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たした業者とする。</p> <p>(1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) うきは市内に本店(社)を設置している法人</p> <p>(イ) うきは市の区域で創業した法人で、現在本店(社)はうきは市外に移しているが、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、その他の営業所をうきは市内に設置している法人ただし、当該営業所がうきは市競争入札資格者名簿に平成22年8月1日時点で登録されており、かつ継続して登録されている法人に限る</p> <p>(ウ) 個人経営の市内の事業所にあつては、その経営を行う者がうきは市の住民基本台帳に記載されていること</p> <p>(2) うきは市競争入札参加者名簿に登録されている第1希望が土木一式工事の業者でランク規準がBランク又はCランクであること。</p> <p>(3) この工事に関して、技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い、主任技術者として配置できること。</p> <p>ただし、当該技術者は、この広告の日以前に採用され、引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> |
| 入札参加申請について | <p>入札に参加を希望する者は、うきは市条件付一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付の上提出すること。</p> <p>受付期間 令和4年12月19日(月)から令和4年12月27日(火)まで</p> <p>受付場所 うきは市役所2階企画財政課契約管財係</p> <p>提出書類 1. うきは市条件付一般競争入札参加資格審査申請書 様式第1号</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 同種・類似工事の施工実績調書 様式第2号</p> <p>(2) 配置予定技術者届 様式第3号</p> |
| 設計図書の受付期間及び受付場所 | <p>受付期間 令和4年12月19日(月)から令和4年12月27日(火)まで</p> <p>受付場所 うきは市役所2階建設課公共土木係</p> <p>※設計図書の受取りにはCD-R(新品700MB以上)、受取者の印鑑を持参すること。</p> |
| 入札参加資格審査結果通知 | 上記申請書を確認の上、資格の有無を令和5年1月12日(木)までに通知する。 |
| 質疑書受取期間及び受取場所及び質疑回答 | <p>受取期間 令和4年12月19日(月)から令和5年1月10日(火)正午まで</p> <p>受取場所 うきは市役所2階建設課公共土木係 質疑書をFAXまたは持参 FAX 0943-75-5509</p> <p>質疑回答 令和5年1月11日(水) FAXにて回答する。</p> |
| 入札書の郵送締切及び郵送指定場所 | <p>郵送締切 令和5年1月17日(火) (必着)</p> <p>指定場所 〒839-1399 うきは市吉井町1236-3</p> <p>吉井郵便局留</p> <p>うきは市役所企画財政課契約管財係 行</p> <p>郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによるものとする。</p> <p>※郵送する際は、中封筒に入札書(指定様式)外封筒に工事費内訳書を入れ郵送すること。</p> <p>※詳細は、「条件付一般競争入札及び郵便入札について」を参照のこと。</p> |
| 開札日時及び場所 | <p>開札日時 令和5年1月18日(水)10時30分より</p> <p>開札場所 うきは市役所2階入札室</p> <p>※最低応札者複数の場合はその旨通知し、翌日抽選とする。</p> |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 必要(契約締結時に請負金額の10%以上を付すること。) |
| 支払条件 | <p>前払金 有り(契約金額の4割以内、限度額1億円)</p> <p>ただし、前払い保証書を添付して、契約の翌日から起算して30日以内に請求すること。</p> <p>中間前払金 有り(契約金額の2割以内かつ前払金との合計が6割以内、限度額原則1億円(前払金との合計))</p> <p>ただし、既に前払金を支出しており、かつ工期の1/2を経過しないと請求できない。</p> <p>部分払 有り</p> |
| 特記事項 | ※災害時のやむを得ない事由により郵便物が届かない場合、開札を延期することがある。 |